

お知らせ

食中毒予防は家庭から 8月は食品衛生月間

食中毒は家庭でも発生します。3つの原則、6つのポイントに注意して食中毒を防ぎましょう。

◆食中毒防止の3原則

- ①清潔(食中毒菌を付けない)
- ②低温保存(食中毒菌を増やさない)
- ③加熱処理(食中毒菌をやっつける)

◆家庭でできる6つのポイント

- ①食品の購入 冷蔵や冷凍など温度管理が必要な生鮮食品などを購入したら、寄り道せずに帰宅しましょう。
- ②家庭での保存 購入したものはすぐ冷蔵庫、冷凍庫に入れましょう(冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下)。
- ③下準備 こまめに手を洗きましょう。調理器具・ふきんなどは洗って消毒しましょう。
- ④調理 調理前に手を洗いましょう。中心部まで十分に加熱しましょう(75℃で1分以上)。
- ⑤食事 食事の前に手を洗きましょう。室温で長時間放置しないようにしましょう。
- ⑥残った食品 温め直す時は十分に加熱しましょう(75℃以上)。購入から時間が経ち過ぎたり、

臭いや色に変化したりしていたら思い切って捨てましょう。

◆家庭から食中毒をなくすため、食品の衛生管理を徹底しましょう。

照会 環境課

☎0537(85)1162

後期高齢者医療保険料決定通知 を8月中旬に送付します

令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を8月中旬に送付します。新型コロナウイルスの影響で収入減少が見込まれるなど一定の要件を満たす人は、保険料が減免となる場合があります。申請には手続きが必要です。詳細は、照会先にお問い合わせください。

照会 市民課国保年金係

☎0537(85)1171

浄化槽を使用している人へ 合併処理浄化槽に転換を

合併処理浄化槽は、家庭からの生活排水をきれいな水に浄化して、地域の快適な生活環境を守る役割を担っています。

浄化槽法の維持管理には、年3回以上の保守点検、年1回以上の清掃、毎年1回の法定検査が義務付けられています。

法定検査は、県の指定を受けた

(一財)静岡県生活科学検査センターが実施します。

浄化槽を設置している家庭には、法定検査実施の案内が届きます。必ず法定検査を受けてください。また、単独処理浄化槽を使用している場合、生活雑排水は未処理のまま放流されています。

より良い水環境の維持のため、合併処理浄化槽への転換を検討してください。

申し込み (一財)静岡県生活科学検査センター

☎054(621)5030

照会 上下水道課

☎0537(85)1126

ひとり親世帯を支援 臨時特別給付金を支給

◆基本給付(児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などへの給付)

対象者 次の①～③のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている人

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

◆追加給付(新型コロナウイルスの影響で収入が減少している人への給付)

対象者 前述した基本給付金対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルスの影響を受けたことで家計が急変し、収入が減少した人

給付額 1世帯5万円

照会 こども未来課

☎0537(85)1120

再就業を手伝います 介護施設等再就業研修を実施

ナースセンターは皆さんの再就業のお手伝いをします。

研修日 11月9日(月)・10日(火)・11日(水)

時間 9時30分～15時30分

会場 聖隷研修センター

内容 講義・演習・施設見学

対象者 介護施設などへの就職を希望している看護職免許保有者

約20人(先着順)

受講料 無料

申込期間 10月25日(日)まで

※申し込み内容や手続き方法などについては、照会先にお問い合わせください。

申し込み・照会 静岡県ナースセンター西部支所

☎053(454)4335